

【alata 利用規約】

おおさきコワーキングスペース「alata」(以下「本施設」という。)の利用者は、契約種別(固定席会員契約・自由席会員契約・一般登録会員契約)に関係なく(以下、3契約者を総称して「メンバー」という。),「一般社団法人 おおさき産業推進機構」(以下、「機構」という。)が運営管理する本施設の利用に関して、本利用規約を遵守していただくものとします。

第1条(alataの目的の理解及びメンバーの協力)

alataは大崎市における創業機会促進及び、創業後の継続的な経営を支援する施設です。産業創造に対する「志」を持った方が集い、大崎の地で学び、育ち、形にします。本施設では、新たに事業を目指す方には創業に向けた各種支援。継続的な事業を目指す方には経営に関するサポートを行います。また、志があるメンバーが交流することで相互啓発、各々の得意分野を組み合わせた交流型の新たなビジネス創造の機会を誘発していきます。参加メンバーは本施設の目的を理解して頂き、その実現に向けて、自発的・相乗的に活動していくものとします。

第2条(利用登録について)

本施設の利用にあたり、登録が必要となります。登録いただくためには以下の要件を全て満たさなければなりません。予めご了承ください。

- (1)alataの理念を理解いただき、活動に賛同いただけること。
- (2)本利用規約に遵守いただけること。
- (3)別途定める利用料金を支払う能力を有すること。
- (4)公序良俗の考え方から逸脱しないこと。
- (5)ネットワークビジネス・宗教勧誘等の場として利用しないこと。
- (6)暴力団の利益となる活動をしないこと。
- (7)個別相談を定期的に活用いただくこと。

第3条(本施設及び設備の利用について)

メンバーは、本施設ならびに施設附帯の設備等を下記条件に従い、利用することができます。

(1)利用の範囲について

メンバーは、入会契約に規定された利用範囲を、同じく契約に規定された時間帯で使用できます。本施設内にてイベントが行われることがあります。その場合は部分的に使用できないスペースが出てきますので、そのスペース以外での利用をお願いいたします。尚、本施設内でのイベントのスケジュールは機構より適宜共有されるものとします。

(2)私物の管理について

メンバーは、私物の管理を自己責任で行ってください。自由席及びミーティングルームを含む共有スペースは不特定多数の方が利用するため、私物の放置は禁止させていただきます。ただし、固定席に関してはこの限りではありません。なお、万が一、メンバーの私物に紛失、盗難、破損、

汚染などの損害が生じても機構は一切の責任を負うことはできません。また、本施設内には別途資料等を入れることができるロッカー(有償)を設置しています。

(3)移動・占有等の禁止

メンバーは、本施設を利用して執務や第三者に迷惑を及ぼさない範囲で作業を行うことができますが、家具類を移動、机・イス等の場所に私物を置くことでの長時間にわたる占有(場所とり)等を行わないでください。但し、固定席会員による自身の固定席スペースの占有を除きます。

(4)喫煙並びに飲食について

本施設内は全面禁煙とします。酒類以外の飲料に関して特別の規定を設けませんが、alata の理念に則り、他のメンバーの迷惑にならないようお願いいたします。また、本施設内の飲酒に関しては原則禁止といたします。但し、例外的に機構が認めた本施設内におけるイベントやパーティーに関してはその限りではありません。食事に関しては、特段の制限は設けませんが、他のメンバーの迷惑になる可能性のある食事(匂いが強い食品等)はご遠慮ください。

(5)IT インフラについて

本施設では Wi-Fi を使用できます。使用を希望の際には係りの者にお尋ねください。

(6)共有機の使用について

本施設の共有機(プリンター、コピー、スキャナー等)の使用に関してはメンバー自らの責任で使用するものとし、ドキュメント内の入出力・データ・原稿等に関わらず、共有機使用に関し、機密漏えい・紛失・盗難・無断廃棄等、問題が発生した場合でも、機構は一切その責任を負いません。また共有機に残存した紙類やデータがある場合は破棄させていただきますので、あらかじめご了承ください。

※プリント・コピー・FAX の利用については、別途定める料金を利用者が負担するものとします。

(7)郵便ボックス及び「受取代行サービス」の利用について

「固定席会員」及び「自由席会員」のメンバーは次に定めるところにより、郵便ボックス及び「受取代行サービス」を利用することができます。

・一般郵便物(書留など受け取りサインが必要な郵便配達物を除く)の受け取りについては、別途有償サービスである「郵便ボックス」を利用することができます。尚、名刺に本施設の住所を記載する場合は郵便ボックスの利用を必須とします。また、郵便ボックス内における郵便物の紛失に関しては、機構は一切の責任を負うことができませんので、予めご了承ください。

・上記以外の郵便配達物等(宅配便や書留など受取サインが必要な郵便物等)について、「受取代行サービス」(以下、本サービスという。)をご利用いただくことが可能です。本サービスは、「固定席会員」及び「自由席会員」のメンバー宛ての郵便配達等のお受け取りを無料で行うものです。但し、本サービスは無償で行われるものであり、本サービスご利用に際して荷物の紛失・破損等の一切の責任を機構は負うことができない事を事前にご理解ください。

※なお、本サービスの本契約解除以降は利用することができません。合わせてご理解ください。

(8)ロッカーの利用について

私物を本施設内にて保管したい場合、ロッカー(有償)を利用するものとします。なお、ロッカーの申し込みの際には、鍵を 1 本貸与し、利用終了後には鍵を返還するものとします。また、鍵紛失の際には、シリンダー交換の実費をお支払いいただきます。

(9)個別相談について

メンバーは、創業・事業拡大・経営に関連した相談支援を受けることができます。相談には機構相談員または、専門家(中小企業診断士、その他専門家等)が担当します。利用には事前予約が必要です。

第4条(清掃,ごみ処理)

- (1)メンバーは、本施設を清潔に保つよう努めてください。
- (2)ごみ処理に関し、メンバーは本施設に設けられた共同ごみ箱に分別して各自で廃棄してください。

第5条(入退室)

- (1)メンバーは、機構が別途定める営業時間内に入退室を行うものとします。営業時間外の入退室はできません。
- (2)郵便ボックスは、営業時間外でも使用できます。
- (3)入室時は必ず所定の場所から自身のネームプレートを取り、利用している間は近くに置いてください。ネームプレートはお帰りの際に元の位置にお戻してください。

第6条(ミーティングルームの利用について)

「固定席会員」及び「自由席会員」のメンバーは本施設内のミーティングルームを利用できます。訪問者との打合せ等に活用いただけます。

- (1)ミーティングルームの利用は予約者を優先します。
- (2)予約方法は機構の指示に従うものとします。
- (3)ミーティングルームの利用は無料です。
- (4)多くの方にご利用いただくために短時間での利用のご協力をお願いしております。

第7条(セミナールームの利用)

メンバーは本施設内のセミナールームを利用できます。セミナー・会議・テストマーケティング・その他作業等に利用することができます。

- (1)セミナールームは事前に予約して使用するものとします。
- (2)予約方法は機構の指示に従うものとします。
- (3)セミナールームの利用は別途定める料金表に従い利用できます。
- (4)セミナールームの利用は原則飲酒を禁止いたします。但し、例外的に機構が認めた本施設内におけるイベントやパーティーに関してはその限りではありません。

第8条(訪問者)

- (1)「固定席会員」及び「自由席会員」のメンバーは、自己の執務または業務に関連して、訪問者を招くことができます。但し、訪問者との面談はミーティングルーム内で行うことを原則とし、周囲のメンバーの迷惑にならない範囲でご利用いただけますようお願いいたします。また、メンバーは訪問者の本施設での行為等に対して全ての責任を負うものとします。

- (2)訪問者が会議スペースを利用する際は、必ずメンバーが同席するものとします。
- (3)訪問者の受け入れは、本施設の営業時間内に限定します。それ以外の時間に関してはご利用いただけませんので予めご了承ください。
- (4)施設安全確保のため訪問者は、全員氏名を受付で指定された用紙にご記入ください。ご記入頂けない場合は、入室をお断りする場合があります。

第9条(イベント等の実施に関する協力と相互コミュニケーションへの協力)

- (1)メンバーは本施設内にて機構及び機構の承諾を得た者(法人を含む)が主催するセミナー・パーティ・イベント等(以下、「イベント等」という。)が行われることを予めご了承ください。なお、イベント等は、本施設内の一部を利用して開催されます。
- (2)機構はイベント等の開催状況の共有をできる限り早期にメンバーに告知します。
- (3)メンバーは、本施設でのイベント等(第7条に規定するセミナールームの通常利用を除く。)の開催を希望する場合、当該イベント等の内容詳細を機構と事前に相談し、そのイベント等が本施設の主旨に合致する場合は、本施設の一部を利用することができます。実際の利用に際しては、機構が定める「イベント利用規則」に沿って利用を行うものとします。また、機構は本項規定のイベントの開催に可能な限り協力を行います。
- (4)本施設内において行われるイベントの一つに、各メンバーの事業内容、興味のある事、告知したい事などプレゼンテーションしていただく、「任意参加型イベント」があります。メンバーはメンバー間の相互理解と研鑽、交流を深める目的で開催するものには、積極的に参加いただくようお願いいたします。

第10条(プロフィール等の情報提供について)

メンバーは、本施設の公式ホームページ(Facebook 等の媒体を含む)及び機構の所有するメンバーデータベース作成のため、メンバーのプロフィールや会社案内等の情報提供並びに情報公開に積極的に協力することを基本とします。

第11条(利用料金について)

メンバーは本施設の利用にあたり、別途定める利用料金表に基づき運営者が許可書において定める利用開始日からの料金を支払ってください。支払方法・期限は利用料金表に準じます。

第12条(営業時間)

営業時間は、土日祝日及び年末年始を除く9時～17時です。但し、機構が開催する各種イベントの開催のスケジュールにより、時間外の営業を行う場合があります。

第13条(利用料金の支払い)

本施設利用で発生する料金は原則前払いとなります。支払方法は現金・若しくは指定口座への振込となります。なお、振込手数料は利用者負担となりますのでご理解下さい。
印刷・コピー・FAX については利用額に応じ、積算払い若しくは発生時精算でお願いします。

第 14 条(禁止行為)

下記の行為を禁止します。

- ①居住又はそれに準ずる用途として利用すること。
- ②スタッフの許可なく会員以外を立ち入りさせること(ミーティングルーム及びセミナールームを含む)。
- ③本施設内の共有設備・共有スペースの物品の持ち出し・紛失・破損・汚染等を行うこと。
- ④他のメンバーに対する事務局が認める以外の販売行為や勧誘行為の一切(ネットワークビジネス・マルチビジネス・宗教活動・政治活動等)
- ⑤本施設の鍵を複製及び貸与する行為。
- ⑥本施設の他の利用者の迷惑になる行為。
- ⑦許可なく広告物を設置する行為。
- ⑧暴力団と何らかのかかわりがある方が出入りすること。
- ⑨本施設内での火器類の使用(但し、施設に設置されている備品は除く)。
- ⑩その他、本施設の理念・利用目的に反する行為。

※上記の禁止行為を行った場合、契約書に基づき、契約を解除する事がありますので、くれぐれも上記のような行為は慎んでいただくようお願いいたします。万が一、上記の禁止行為を行い本施設内の設備・物品等を紛失・破損・汚染等をさせた場合は、原状復帰のための費用を請求させていただきます。

第 15 条(退会及び利用停止、契約変更について)

(1)退会

メンバーは本施設の利用を終了する場合は、利用の終了に係る申出書を機構に提出し、原則としてその書面の提出日の 2 ヶ月後の日付をもって、本施設の利用は終了するものとします。

(2)利用停止

利用料金(会費等)の支払いが、請求書発行から 2 か月間確認できなかった場合は、会員利用を停止させていただきます。利用停止は施設のサービスを利用できません。なお、申し出いただき、滞納分の料金を精算していただくことで、「一般登録会員」として再利用することができます。

(3)契約変更

メンバーが契約区分を変更する場合は契約変更に係る申出書を機構に提出し、原則としてその書面の提出日の 2 ヶ月後の日付をもって、契約内容を変更するものとします。なお、契約内容により残席数等の関係で変更できない場合があります。予めご了承ください。

(4)登録抹消

機構は、積極的に連絡を試みても、2 年以上連絡が取れないメンバーに対して、その登録を抹消する場合があります。

第 16 条(退会時の義務)

固定席会員及び自由席会員及び、郵便ボックス、ロッカー契約のメンバーが退会を行う場合、本施設内にある私物及び書類等を撤去してください。また、退会後に残っている物及び郵送されてきた

書類は廃棄させていただきますのでご了承ください。その際に廃棄した荷物に関して機構は一切の責任を負いません。

第 17 条(施設サービスの利用停止)

本施設は想定される以下の要件についてサービスの停止を行う場合があります。

- (1) 火災・地震、その他天災によって事業継続が困難になったとき。
- (2) 施設の老朽化で、施設の利用が困難になったとき。
- (3) 本事業の終了が決まったとき。

第 18 条(雑則)

- (1) メンバーは、本施設内外を問わず、近隣店舗・住民、並びに本施設利用者等への配慮として、騒音・振動・臭気等の問題を起こさないよう十分に注意を払ってください。また、メンバー間でのトラブルの未然防止のため、本施設内においても他のメンバーへの十分な真摯的配慮を行ってください。
- (2) メンバーは、室内照明や空調設備の利用について、環境配慮の観点から無駄な電力消費をなくすため、相互に連帯して管理及び省エネの取り組みの実施にご協力ください。
- (3) メンバーは、本施設が利用者相互の協力の場であることを認識し、周辺の美化並びに自身の身だしなみ等を清潔に保つよう常に配慮をお願いいたします。
- (4) メンバーは、名刺や郵便物等に本施設の名称及び住所を無断で使用することはできません。使用を希望する場合は、オプションである「郵便ボックス」の利用手続きを完了したのちに使用を行うものとしします。
- (5) メンバーが本規約の取り決めに違反したことが判明した場合や、機構の指示に従わない場合などは、入会契約書の定めにある禁止行為に該当し、契約が解除されることがあります。

第 19 条(規約の改定)

本利用規約は内容が変更されることがあります。なお、変更の際には、機構からメンバーへ告知及び通知を行いますが、通知忘れ等の機構に過失がある場合を除き、変更に伴う責任を機構は一切負わないものとしします。

以上、メンバーは、本利用規約を遵守するものとし、かつ公序良俗に反することの無いよう本施設が円滑に運営を行えるように機構並びにメンバー相互と協力し合うものとしします。

附則 本規約は、平成 28 年 5 月 1 日から実施するものとしします。尚、本規約については、改定することがあります。

一般社団法人 おおさき産業推進機構
おおさきコワーキングスペース alata

平成 28 年 4 月 19 日第 2 版

平成 30 年 8 月 1 日第 3 版

第 08 条 4 項追加

第 14 条 2 項修正

第 15 条 4 項追加

令和 6 年 4 月 1 日第 4 版

組織名改定